

令和6年度 事業計画

令和6年3月1日 理事会決議

一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

○ はじめに

我が国経済の現状をみますと、感染症下で抑制されていた需要が顕在化し、供給制約も緩和される中、景気は緩やかに回復しています。輸入物価の上昇等から物価水準が上昇していますが、企業収益は総じて高水準で推移しています。さらに政府においては、NISA制度の抜本的拡充・恒久化などを内容とした一昨年の「資産所得倍増プラン」に続き、2千兆円の家計金融資産を開放し、持続的成長に貢献する「資産運用立国」を実現するとして、「資産運用立国実現プラン」を取りまとめました。第二種金融商品取引業としても、金融仲介機能を適切に発揮し、国民の資産形成の促進や、新分野に挑戦する企業の支援を図ることが期待されています。

この令和6年度事業計画は、本協会が、自主規制機関としてその役割を的確に果たし、会員によるこうした課題への取組みを支援するための本協会の業務・組織運営の取組みを定めたものです。

1. 新規入会申請会社の入会審査

(1) 新規入会申請会社の入会審査に当たっては、金融庁、財務局、証券取引等監視委員会（以下、三者を合わせて「行政当局」という。）及び日本証券業協会（以下「日証協」という。）等と情報を共有し、提出された入会審査書類等に基づきヒアリング等を行ったうえで、法令等遵守体制などの業務運営体制、社内規程の整備状況、財務内容等の確認を行う。

特に、出資対象事業、顧客資産の分別管理の状況、財務内容を重点的に確認するとともに、反社会的勢力の経営への関与やそのおそれがないか早期把握に努める。

(2) 入会審査において問題が把握された場合には、行政当局に対し、速やかな検査等の実施を要請するとともに、必要に応じて定款第19条第4項の規定に基づき指示を行う。

2. 会員の業務・財産状況の把握（モニタリング）

- (1) 会員の法令等遵守態勢、投資対象事業の実態や、財務内容などについて、モニタリング及び監査等を通じて適切に把握するとともに、行政当局及び日証協等と緊密な連携の下、問題の早期発見・対応に努める。
- (2) 正会員において貸付型ファンドの審査、適切な情報提供等が徹底されるよう、正会員に対するモニタリングを実施する。

3. 監査

- (1) 「令和6年度監査基本計画」に基づき、正会員の業種・業務実態に応じて、監査対象先、重点点検事項及び監査手続き等を定め、監査を実施する。
事業年度終了後、監査結果の概要を取りまとめ、正会員に通知、周知を図る。
- (2) 日証協との間で、両協会に所属する会員について、監査情報等の共有を図るとともに、必要に応じて共同監査を実施する。

4. 会員に対する措置等

上記のモニタリング及び監査等において問題が把握された場合には、行政当局に対し、速やかな検査等の実施を要請するとともに、必要に応じて、処分等に関する規則第5条による注意、定款第24条勧告による改善・是正を求め、定款第23条処分を行う。

5. 投資家からの信頼性・安心感の確保、金融仲介機能の十分な発揮に向けた検討・取組み

- (1) 会員が行う第二種金融商品取引業に対する投資家からの信頼性・安心感を確保し、金融仲介機能を十分に発揮していくためには、会員の適正な業務運営とともに、投資家に対する適格な商品の提供、商品内容・リスク、事業の状況等の説明、情報提供等が重要である。
- (2) 必要に応じて「第二種金融商品取引業者の機能の向上・信頼性の確保に関する検討部会」（平成29年2月9日設置）において、投資家からの信頼性・安心感を確保するための検討等を行う。

6. 会員の反社会的勢力排除に向けた取組みの支援

会員の反社会的勢力排除に向けた取組みを支援するため、反社照会・回答、研修の実施等を行う。

7. 会員のマネー・テロ資金供与対策の支援

会員のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策を支援するため、実務対応Q&A、研修等を通じて、会員に対し適時適切に情報提供等を行う。

8. あっせん・苦情相談

投資者からの会員の業務に関する相談、苦情の解決業務及び紛争の解決のあっせん業務について、金融ADR機関「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)」に業務委託する。

9. 研修等

会員の内部管理態勢の一層の強化・充実、会員の役職員のコンプライアンス意識、倫理観の向上に資するテーマについて、「令和6年度研修基本計画」に基づき、研修（義務研修、代替研修、任意研修）及び正会員代表者向け講演会の21コースを実施する。

研修は、原則として、「第二種金融商品取引業協会eラーニング」にて実施する。

10. 会員の効率的・円滑な業務運営の支援

会員の効率的・円滑な業務運営、内部管理態勢の整備に向けた取組みを支援するため、次の取組みを進める。

- (1) 第二種金融商品取引業実務必携、各種会員向けQ&Aを改訂・作成
- (2) 各種取引マニュアルの改訂等
- (3) 「コンプライアンス相談室（大手法律事務所4社・弁護士7名に委託。東京、大阪及び名古屋に設置。）」及び「税務相談室」の設置・運営

11. 統計情報の公表

会員が行う第二種金融商品取引業や、会員が取扱うファンド・信託受益権への理解、投資の促進等を図るためには、市場の実態を的確に把握・分析し得る統計情報は重要であり、会員の協力を得て、引き続き統計情報の公表を行う。

12. 会員とのコミュニケーション及び普及啓発・広報の充実

本協会がその役割を的確に果たし信認を得ていくためには、会員の意見・ニーズを把握し業務に的確に反映させるとともに、金融商品等に関する知識の普及啓発及び広報に努めることが重要である。会員とのコミュニケーション並びに投資家への普及啓発及び広報の充実・強化を図る。

(1) 次のような機会をとらえ、会員とのコミュニケーションを図る。

- ① 業態別意見交換会
- ② 会員代表者等の訪問・個社訪問

(2) 投資家へ提供する情報をより充実するため、本協会ホームページを改訂するとともに、パンフレットを整備した上で、必要に応じて関係する機関・団体とも連携しながら、効果的・効率的な情報発信に努める。

13. SDGs 等の推進

SDGs 推進ワーキング・グループが公表した報告書を踏まえ、ESG 投資やインパクト投資の動向も視野に入れながら、研修の開催を検討するとともに、本協会のホームページ及びeラーニングサイトにおいて情報の発信を行う。

14. リスクマネーの供給促進

成長企業、地方・地域へのリスクマネーの供給促進に向け、金融庁、関係機関等と連携し、スタートアップ企業等へのファンド等による資金調達方法の周知、マッチングイベント、ネットワークの構築など、積極的に参加・対応する。

15. フィンテックや金融 DX への対応

フィンテックや金融 DX (デジタルトランスフォーメーション) を金融仲介機能の向上につなげていくための課題、方策について、調査・研究を進める。

16. 会員からの届出・報告に係る電子化対応

会員からの届出・報告に係るシステム (T2FIFA 届出ネット) について適宜改修を行い、より円滑な運用に努める。

17. 本協会の財務基盤の拡充、事務局体制の整備

- (1) 本協会の業務の円滑な実施、安定的・持続的な業務運営を図っていくため、「今後3年間の予算編成及び事務局体制の整備について」（令和3年12月3日理事会決議）の改訂を行うとともに、財務基盤の拡充、事務局体制の整備に努める。
- (2) 引き続き、会員数・業務量の増加、取り組むべき課題の拡がりに適切に対応するため、事務局組織・業務内容の見直し、サイバーセキュリティ対策の維持向上を図り、事務の効率化を進めるとともに、必要な人材の確保、育成に努める。

以 上